

第4回教育研究審議会

議事概要

開催日：平成24年5月30日（水）

場 所：本部棟3階大会議室

出席者：加藤祐三学長、高田理孝副学長、福田誠治副学長、椎廣行事務局長、大平栄子学長補佐
清水雅彦学長補佐、田中昌弥学長補佐、阿毛久芳大学院研究科委員長、鶴田清司初等教育学科長
新保祐司国文学科長、儀部直樹英文学科長、進藤兵社会学科長、大辻千恵子比較文化学科長
杉本光司地域交流研究センター長、稲垣孝博外国語教育研究センター長、小林正人学生課長
重原達也総務課長

欠席者：田中一利理事、

■挨拶

加藤祐三学長よりあいさつ

*教育研究審議会の意見陳述の進め方について

意見陳述の進め方について説明。陳述は1時10分～2時10分の1時間で行う。

議 事

(1) 審査事由説明書に対する陳述について

○該当教員より、審査事由説明書に対する書面陳述に関して口頭で陳述。学生への行為及び発言は、セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントには該当しないと主張。

(2) 職員の懲戒処分について

○担当より、資料2に基づき処分案について説明、審議の結果、処分案を以下のように決定し理事会へ提出することとした。

- ・当該職員の行為は、人権委員会等の調査から、公立大学法人都留文科大学ハラスメントの防止及び人権委員会の設置等に関する規程第2条第3項及び同規程第2条第2号及び3号と認められる。これは、公立大学法人都留文科大学職員就業規則第38条に抵触するものであり、同規則第47条第1項第3号に該当すると判断し、公立大学法人都留文科大学職員懲戒規程第10条第2項の規定により懲戒処分案を処分の種類：停職1ヶ月、処分の期間：理事会の審査の議決日の翌日とし理事会に提出する。

(3) 教員の業績の情報公開について

○担当より資料3に基づき説明、しばらくは以下の方法で教員業績の情報公開を行っていく事とした。

- ・教員業績の更新

①入力されている業績は過去5年を原則とする。教職関係の申請書類は過去10年となっているので、5年以上の業績公開も可とし、当面制限は設けない。

②更新時期は随時とする。

③教員業績公開の管理は大学運営会議が行う。

④ホームページにて、一般に公開する。

*非常勤講師は現職で、希望者のみとし更新については専任教員に準ずる。

(4) 公立大学法人都留文科大学不服申立規程の制定について（案）

○担当より資料4に基づき説明、審議の結果、提案通り承認。

(5) 公立大学法人都留文科大学職員懲戒規定の一部改正について

○担当より資料6に基づき説明、審議の結果、提案通り承認。

・第20条（懲戒処分の公表）を新設。